

仕 様 書

1 業務名

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査 選挙（審査）公報ポスティング業務I（西区）

2 業務の目的

選挙公報は、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙において発行され、公職の候補者の氏名、経歴、政見等が記載されており、有権者が投票を行う際の参考となる媒体である。また、審査公報は、最高裁判所裁判官国民審査の際に発行され、審査に付される裁判官の氏名、経歴等が記載されており、有権者が審査を行う際の参考となる媒体である（なお、本仕様書上では、以下特記のない限り、選挙公報と審査公報を合わせて、「選挙公報」と表記する。）

本業務は、同選挙において、選挙公報を市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）から受領し、西区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）の指示に従って、公職選挙法第170条第1項に基づき、選挙期日の二日前までに該当する世帯全てに配布することを目的とする。

3 業務に係る基本事項

(1) 選挙公報の規格

ブランケット判（新聞紙1ページ大）5～6枚程度 2種類（北海道1区、北海道4区）

※ 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報と、最高裁判所裁判官国民審査の審査公報を丁合し一組としたものを1部とする。

(2) 選挙公報の引渡部数

市選管担当者立ち会いのもと、市選管が指定する場所において受託者に引き渡す。詳細は、市選管と打ち合わせる。

ア 引渡予定部数等

別紙1「各区選挙公報配布見込部数」のとおり

イ 引渡予定日時

令和6年10月19日（土）

※引渡日については、変更となる可能性がある。

※引渡時間については、別途、市選管が指示する。

ウ 引渡予定場所

契約締結後、市選管が指示する。

(3) 配布区域

北区において、区選管が指定する区域（概ね町内会単位）。詳細は契約締結後に区選管で引き渡す「配布台帳」及び地図により指示する。なお、配布区域及び区域ごとの配布予定部数については別紙2「北区選挙公報ポスティング配布計画書及び配布報告書（以下、「配布計画書」という。）」のとおり。また、各町内会の住所については、下記HPも参照すること。

- ・ まちトモNavi (<http://www3.city.sapporo.jp/shimin/shinko/>)

※配布区域内で選挙区（北海道1区及び北海道4区）が混在しているため特に注意すること

(4) 配布対象

ア 配布区域内の全世帯及び区選管が指定する場所（事業所、二世帯住宅、施設等）

イ 注意点

（ア） 外形上、世帯を兼ねていると判断される事業所には配布する。

（イ） 複数世帯と判断される住宅（表札が2枚以上、ポストが2つ以上等）には、世帯分を配布する。

（ウ） その他、市民からの要望等を受けて事業所や施設に配布する場合などについては別途配布台帳で指示する。

(5) 配布部数

特に指定のない限り、各世帯1部とする。

(6) 配布期間

選挙公報受領後からできる限り速やかに配布し、**令和6年10月25日午後5時までに**配布すること。

4 配布体制

次の各項に留意の上、配布体制を整えること。

- (1) 受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行うために必要な施設、機材及び人員等を確保すること。
- (2) 業務全体を把握する管理責任者を置くこと。
- (3) 配布計画書の地区ごとに配布責任者を配置し、管理責任者は配布責任者及び市・区選管との事務連絡体制を確立すること。
- (4) 配布状況など業務に係る情報を常に迅速かつ正確に把握できるようにするとともに、市・区選管の求めに応じて報告できるようにすること。
- (5) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、やむを得ない事情により、配布業務の一部を再委託する場合は、事前に市選管へ下記ア～

ウの書類を提出し、承認を受けること。

ア 再委託にかかる申請書（任意様式）

イ 選挙公報再委託先一覧（別紙３）

ウ 申出書（別紙４）

- (6) 再委託を行う場合、受託者は、事前に再委託先が暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、及び暴力団又は暴力団員に関与していないことを確認すること。

なお、再委託可能な範囲は、本業務の管理統括を除く配布業務とし、委託元が承認を得て再委託する場合、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

5 配布業務の内容

(1) 配布台帳等の受領

受託者は、配布開始前に区選管にて「配布台帳」及び「地図」を受領すること。受領日時については、受託者が区選管の担当と打ち合わせの上決定すること。

(2) 配布計画書の作成・提出

ア 配布区域の誤認や、配布員の手配漏れを防ぐため、「配布計画書」を作成し、配布エリアごとの配布員を明確にすること。配布計画書は事前に区選管に提出し、承認を受けること。

イ 受託者は、配布員に対して注意事項を書き込んだ配布エリアの地図を渡し、個別に指導するなど、配布地域、配布方法について十分な周知徹底を図ること。

ウ １つの町内会の配布を複数人が担当する場合には、その旨を配布計画書に記載するとともに、代表者の名前を併せて記載すること。

(3) 選挙公報の保管・仕分け

ア 市選管から受領した選挙公報は、受託者の責任において使用できる倉庫等で厳重に保管すること。なお、倉庫等については、余裕を持ったスペースを確保すること。

イ 配布開始前に、配布台帳にある地区ごとに選挙公報を仕分け・梱包するなど、誤配を未然に防止する体制を整えるとともに、仕分け等の際には、管理責任者等が立ち会うこと。

ウ 以上の体制について、市・区選管の求めに応じて報告を行うこと。

(4) 配布作業

ア 配布区域について事前に十分確認を行い、町内会が配布を行う区域など、配布区域外に誤配布しないよう注意すること。

イ 配布時間帯は、最終日を除き、原則として午後８時までとする。ただし、配布台帳に特に

定めがある場合はそれに従うこと。

ウ 選挙公報は、原則、ドアポストに投函すること。ただし、オートロックのマンション等については、集合ポストに入れることも可とする。また、管理人のいるマンション等において、配布引き受けの申し出があった場合は、一括して引き渡すことができるものとする。

エ ポストに投函する際は、原則、選挙公報全体をポスト奥に完全に投函し切ること。ただし、配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。

オ 選挙公報は、水濡れ、破損、汚損、紛失することがないように取り扱うこと。

カ 配布中に接する市民には、誠実に対応すること。

キ 区選管から受領した配布台帳は紛失することのないように慎重に取り扱うこと。

(5) 配布漏れ

ア 配布漏れの連絡を受けた場合、受託者は速やかに選挙公報を該当世帯に届けるとともに、区選管に完了の報告をしなければならない。

イ 上記３－(6)の配布期間後においても配布漏れの連絡を受けた場合には、速やかに該当世帯に選挙公報を届けること。また、配布漏れに対応するための人員等を確保すること。

ウ 配布漏れ世帯に対しては、原則として謝罪の上手渡しすること。

(6) 併配

市選管が認めた場合を除き、他の刊行物等と一緒に配布してはならない。

(7) 配布部数の確定

管理責任者は、配布期間経過後に各配布員から配布日・配布部数・その他注意事項等が記入された配布台帳を受け取り、取りまとめの上、配布部数を確定させること。なお、市民からの未配布の連絡等によって配布した分については、配布部数には含まないこととする。

(8) 配布報告及び完了届等の提出

ア 管理責任者は、各配布員の配布進捗状況を随時把握するよう努めること。

イ 中間報告として、配布期限２日前（10月23日）の配布終了時において、配布が完了した町内会について、５－(2)－アで作成した「配布計画書」により、翌日の午前中までに市・区選管に報告し、配布の進捗状況について、相互に確認の上、配布遅延の恐れがある場合には、予防策を講じること。なお、中間報告の時点で配布を完了している場合には、中間報告を省略し、最終報告を行って構わない。

ウ 受託者は、配布期限当日の午後５時までに「配布計画書」により、区選管に最終報告を行うこと。最終報告においても、いまだ配布が完了していない町内会が生じた場合は、市・区選管とも協議の上、配布完了のための必要な策を早急に講じ、同日の午後８時までには配布をすべて完了させるとともに、配布が完了次第、「配布計画書」に追記し、逐次、区選管に

報告すること。

エ 「配布計画書」の「配布完了日」欄が全て記載されていることを区選管が確認したことをもって、配布完了したものとする。なお、受託者は配布完了後、「配布完了報告書」（別紙 5）を速やかに市選管へ報告すること。

オ 上記イ～エの報告については、電子メールにて報告すること。

カ 受託者は、配布部数確定後、「配布台帳」及び「地図」を区選管に返還するとともに、所定の「配布部数確認書」（別紙 6）に確認印を区選管から受領の上、市選管に「完了届」等の書類とともに提出すること。

(9) 選挙公報の残部は、配布漏れの対応に備え、受託者において配布期限後 1 週間程度保管し、その後、速やかに市選管へ返納すること。

(10) その他

ア 業務履行中に事故等が発生した場合は、ただちに区選管へ報告し、その指示に従うこと。

イ 配布期間中、管理責任者等は市・区選管と常に連絡がとれる体制を確保すること。

ウ 重大なトラブル等が発生した場合は、上記の対応の後、トラブル発生の経緯と対応、原因と再発防止策について書面にて区選管に報告すること。

6 配布台帳の取り扱い

(1) 配布台帳には個人情報に掲載されているため、情報の漏えい、紛失、破損などがないよう、特に慎重に取り扱うこと。また、配布員にもその旨徹底させること。

(2) 配布台帳の保管に当たっては、バインダーに綴じるなど、紛失を防ぐよう細心の注意を払うとともに、配布作業の際には持ち出さないようにすること。配布員は配布を行う際、注意事項を記入した地図等、配布に当たって最低限必要な情報のみを携帯すること。

(3) 万が一配布台帳を紛失した可能性がある場合は、速やかにその旨を区選管に報告し、区選管の指示に従って必要な措置を講ずること。

7 情報管理、秘密保持

(1) 受託者は、配布世帯の情報ははじめとして、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。

(2) 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、当該契約期間終了後も同様とする。

8 契約期間

契約締結の日から令和6年11月8日まで

9 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、市選管又は区選管が立ち入り検査の必要があると認めたときは、速やかに応じるとともに、立ち入り検査を実施する際は必ず同席すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、市選管と協議の上、定めることとする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、市が運用する札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 業務履行期間中、市選管及び各区選管からの各種事務連絡に対し、速やかに対応すること。
- (5) 業務の履行中に事故等が発生した場合は、直ちに市選管へ報告し、その指示に従うこと。

区	選挙区	配布部数	予備分	引渡部数	引渡梱包数
西区	第1区	33, 948	3,052	37,000	185
	第4区	23, 460	3,140	26,600	133

西区選挙公報ポスティング配布計画及び配布報告書

管理責任者 (連絡先)

北海道1区

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時点)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
琴似	琴似1条1丁目町内会	167					
	琴似中央西町町内会	474					
	琴似宮の下4丁目町内会	400					
	琴似2条1丁目町内会	39					
	琴似2条中央町内会	668					
	川添東町内会	641					
	琴似川添東第三町内会	367					
	琴似4条6・7町内会	566					
	琴似仲よし町内会	325					
	琴似3条5丁目町内会	166					
	琴似第2公団	137					
	ザ・ファクターナイン・ヘリテージ	53					
	琴似宮の下西町内会	392					
	メソンド琴似	59					
	琴似2条2丁目第一町内会	247					
	琴似3条7丁目町内会	257					
	琴似中央第一町内会	136					
	琴似3条1・2丁目町内会	377					
	札幌琴似第1市街地住宅	111					
二十四軒	二十四軒第6町内会	500					
	二十四軒第一町内会	559					
	二十四軒中央町内会	1,127					
	管城通町内会	767					
	二十四軒睦町内会	738					
	京成サンコーボ琴似台自治会	278					
	琴和会	107					
	二十四軒第四町内会	499					
	二十四軒第10町内会	518					
	二十四軒第11町内会	279					
	二十四軒第12町内会	415					
	リベラル自治会	63					
	ラポール二十四軒4号館住宅管理組合	31					

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時点)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
二十四軒東	二十四軒東第四町内会	265					
	二十四軒東第3町内会	351					
	二十四軒東第6町内会	513					
山の手	山の手第1町内会	283					
	山の手第5町内会	164					
	山の手第18町内会	238					
	山の手第26町内会	251					
	山の手第40町内会	181					
	山の手第23町内会（一部）	72					
	山の手第27町内会	93					
	山の手第30町内会	141					
	山の手第31町内会	278					
	山の手第15町内会	193					
	ルネサンス山の手	31					
	山の手第3町内会	249					
	山の手第10町内会	564					
	山の手第29町内会	188					
	山の手第19町内会	325					
	山の手第28町内会	160					
西町	西野中央町内会	2,668					
	宮の沢1条町内会	1,238					
	西町中の川町内会	1,478					
	西町二町内会	936					
	西町三町内会	1,384					
	宮の沢町内会	2,182					
	宮の丘町内会	351					
	宮の沢中央町内会	2,573					
	西町二北町内会（一部）	712					
	ビレッジハウス手稲自治会	137					
	西町一町内会	2,331					
西野	福井すずらん町内会	21					
	福井第8町内会	332					
	福井中央町内会	237					
昭和	昭和第4町内会	262					
	昭和第10町内会	304					
	昭和第11町内会	282					
	昭和第14町内会	312					
	昭和第8町内会	205					

33,948

西区選挙公報ポスティング配布計画及び配布報告書

管理責任者 (連絡先)

北海道4区

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時点)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
八 軒	八軒ぼぶら町内会	71					
	カナル八軒	45					
	国東公園東公園南東部地区 1	223					
	八軒東光町内会	102					
	八軒駅前町内会	87					
	ハーモニータウン八軒町内会	68					
	東公園通り町内会	335					
	八軒さつき町内会	490					
	エバーグリーンエルク町内会	185					
	ノースピア琴似自治会	98					
	農試公園東地区	324					
	平和町内会	76					
	東八軒通り中央町内会	210					
	八軒むつみ町内会	289					
	八軒第一町内会	739					
八軒中央	北八軒第5町内会	260					
	北八軒第7町内会	102					
	北観町内会	47					
	八軒いなば町内会	150					
	八軒北町睦町内会	76					
	八軒東和町内会 (一部)	709					
	九条東町内会	437					
	あすびあ町内会	76					
	北八軒第二町内会	193					
	北八軒西町内会	189					
	睦美町内会	98					
	東八軒町内会	231					
	八軒東町内会	117					
	北八軒第四町内会	226					
	八軒いこい町内会	266					
	アカシヤ町内会	281					
	八軒10条東町内会	311					
	新栄町内会	58					
	北八軒第三町内会	300					

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時点)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
発寒北	発寒栄町内会	274					
	発寒新和町内会	74					
	ソレイユ発寒団地	61					
	ビレッジハウス等仮第二自治会	313					
	住吉町内会	233					
	札幌鉄工団地町内会	901					
	発寒春日町内会	902					
	柏町内会	276					
発寒	発寒三条町内会	443					
	清水橋町内会	228					
	西発寒第一町内会	1,067					
	西発寒第四町内会	864					
	発寒南町内会	788					
	発寒グリーンハイッ町内会	48					
	発寒川沿町内会	424					
	発寒協栄町内会	1,875					
	宮の内町内会	738					
	エムズレジデンス宮の沢	118					
	泉町内会	1,451					
	発寒第一町内会	341					
	中央発寒町内会（一部）	1,603					
	西発寒第二町内会	1,051					
	札幌木工団地町内会	1,008					
	エフビル・オール発寒第一集会所等組合	30					
	発寒八条団地自治会	233					
	発寒親和町内会	647					

23,460

再委託先一覧

【西区】

再委託者名

配布担当エリア(町内会)

[illegible]

申 出 書

年 月 日

(あて先) 受託者

住 所
申出人 商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

下記事項を誓約した上で、第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査 選挙（審査）公報ポスティング業務 I（西区）の一部に従事することを申し出ます。

記

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- 2 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
 - (1) 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

配 布 完 了 報 告 書

札幌市西区

区 分	地区名	配布完了日時
最初に配布完了した地区		月 日 時 分
最後に配布完了した地区		月 日 時 分

※「配布完了日時」欄の時刻は 24 時間制で記入すること。

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査
選挙公報ポスティング業務I（西区）

配布部数確認書

区 名	配 布 部 数	確 認 印
	部	